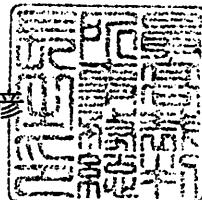


平成30年5月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

5月11日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

70期二回試験の答案採点謝金の採点単価が分かる文書（歳出概算要求書は除く。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、4月9日付で、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「70期二回試験の答案採点謝金の採点単価が分かる文書（歳出概算要求書は除く。）」については、「第70期司法修習生考試の答案採点謝金につ

いて、答案ごと又は答案1枚当たりの採点単価や採点謝金の基準が分かる文書」と整理し、対象文書を検討した。

イ 第70期司法修習生考試の答案採点謝金については、個別に支払金額を決定しており、答案ごと又は答案1枚当たりの採点単価や採点謝金の基準を別途定めた文書は、作成又は取得していない。

ウ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。